

防府市上下水道局料金収納・検針及び水道施設運転管理等業務に
関する企画提案競技審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、防府市上下水道局料金収納・検針及び水道施設運転管理等業務に係る企画提案競技の実施にあたり、募集内容、選定方式、選定基準を作成し、企画書进行评估し、業務を行う業者を選定するために設置する防府市上下水道局料金収納・検針及び水道施設運転管理等業務に関する企画提案競技審査委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業者の選定に関する事項
- (2) 企画提案募集要領及び企画提案書作成要領等の内容に関する事項
- (3) 企画提案者に対するヒアリングに関する事項
- (4) 提出された企画提案書等書類の審査に関する事項
- (5) 提案内容の評価及び事業者選定に関する事項
- (6) その他事業者選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長 上下水道局次長
- (2) 副委員長 総務課長
- (3) 委員 財務課長
- (4) 委員 財務課主幹
- (5) 委員 業務監理室長
- (6) 委員 水道課長
- (7) 委員 中央管理室長
- (8) 委員 下水道課長

2 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

3 委員長は、審査に必要と認めるときには、新たに委員を指定し加えることができる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の出席者がなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、審議のため必要があるときは、関係者の説明を求めることができる。

(守秘義務)

第5条 委員等は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、防府市上下水道局総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月17日から施行する。

(要綱の廃止)

この要綱は、特定された企画提案事業者と契約を締結した日をもってその効力を失う。

防府市上下水道局料金収納・検針及び水道施設運転管理等業務に関する企画提案
競技審査委員会名簿

	補 職 名	職 員 名
委員長	上下水道局 局次長	野 村 利 明
副委員長	総務課長	岡 本 修 一
委員	財務課長	伊 藤 浩 二
委員	財務課主幹	徳 本 修
委員	業務監理室長	伊 東 靖 浩
委員	水道課長	原 田 康 晴
委員	中央管理室長	中 村 英 男
委員	下水道課長	松 崎 豊

庶務

	補 職 名	職 員 名
事務局	総務課長補佐	猪 熊 孝 之
事務局	総務係長	今 田 隆 彦
事務局	総務係	中 村 文 哉

令和5年4月17日 現在